

自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（通達）

平成 12 年 3 月 31 日 陸幕教第 48 号

改正	平成 14 年 3 月 11 日陸幕教第 44 号	平成 15 年 2 月 27 日陸幕教第 24 号
	平成 16 年 3 月 29 日陸幕教訓第 2 号	平成 16 年 7 月 5 日陸幕教訓第 108 号
	平成 18 年 4 月 28 日陸幕教訓第 104 号	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
	平成 21 年 10 月 2 日陸幕教訓第 203 号	平成 28 年 7 月 26 日陸幕教訓第 229 号
	平成 30 年 3 月 13 日陸幕法第 104 号	令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長殿
各機関の長

陸上幕僚長

（例規 116）

自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（通達）
（人教定第 212 号）

標記について、下記のとおり平成 12 年 4 月 1 日から実施されたい。

なお、陸幕教第 108 号（62. 7. 9）「部外における運動競技会等への参加について（通達）」（例規 116）は、平成 12 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

- 1 部隊等の長は、隊務に与える影響を判断して、順序を経て防衛大臣の承認を受け、別紙第 1 第 1 項の競技会に隊員を公務として参加させることができる。
- 2 部隊等の長は、別紙第 1 第 2 項から第 7 項までの競技会等について、競技会等の目的、性格、規模等を勘案し、体育技能の向上、体育の振興、広報上の効果、隊務等に与える影響等を総合的に判断して、順序を経て陸上幕僚長の承認を受け、隊員を公務として参加させることができる。ただし、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長が、別紙第 2 に掲げる競技会に自衛官を参加させる場合については、陸上幕僚長があらかじめ承認したものとする。
- 3 自衛隊体育学校長は、あらかじめ陸上幕僚長の承認を受けた計画に基づき、自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 8 号）第 7 条の特別体育課程の学生（教官を含む。）を部外の運動競技会等に公務として参加させることができる。ただし、別紙第 1 第 1 項の競技会参加については、順序を経て防衛大臣の承認を受けるものとする。
- 4 前 3 項の規定に基づく承認申請の手續等は、別紙第 3 のとおりとする。

- 5 方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、別紙第2に掲げる競技会に自衛官を公務として参加させた場合は、参加実績を別紙第4の様式により、当該年度終了後速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。
- 6 福利厚生活動として参加する場合の手続等に関しては、陸上自衛隊の福利厚生業務に関する達（陸上自衛隊達第33—3号）の定めるところによる。ただし、入校中の学生等についてはこの限りでない。

公務の対象となる競技会等

- 1 次の国際競技会
 - (1) オリンピック競技大会
 - (2) アジア競技大会
 - (3) 国外で行われる国際対抗競技会
(国際的規模の競技団体が主催する世界のトップレベルの競技会)
 - (4) 種目別世界選手権大会
 - 2 国内で行われる国際対抗競技会
(国際的規模の競技団体が主催する世界のトップレベルの競技会)
 - 3 種目別全日本選手権大会
 - 4 国民体育大会
 - 5 全国的規模の競技団体が主催する次の競技会
 - (1) 全日本(全国)社会人競技大会
 - (2) 全日本実業団競技大会
 - (3) (財)日本陸上競技連盟が主催し、かつ、出場資格が限定されているマラソン競技
 - (4) 次に掲げる全日本(全国)競技大会
 - ア 全自衛隊大会
 - イ 日本スポーツマスターズ
 - ウ 全国都道府県対抗男子(女子)駅伝競走大会
 - エ 全国クラブラグビーフットボール大会
 - オ サッカー全国地域リーグ決勝大会
 - カ 全国都市対抗野球大会
 - キ 全日本都市対抗テニス大会
 - ク 全日本東西対抗剣道大会
 - ケ 少林寺拳法全国大会
 - コ 全日本合気道演武大会
 - サ 宮様スキー大会国際競技会
 - シ 明治神宮奉納全国弓道大会
 - 6 前各項に準ずる競技会
 - 7 第 1 項及び第 2 項の競技会に関し、全国的規模の競技団体が主催する予選会及び強化合宿並びに第 4 項の国民体育大会の射撃競技に関し、都道府県の主催する予選会及び強化合宿
- 注：1 部外の運動競技会等への参加種目は、体育訓練の種目等に関する訓令(昭和 33 年防衛庁訓令第 82 号)別表に掲げる種目又は自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令第 6 条第 2 項の規定に基づき設置される課程において実施する種目又は第 7 条第 2 項若しくは第 3 項に定める特別体育課程の種別とする。ただし、第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の競技会並びにこれらの予選会及び強化合宿についてはこの限りではない。
- 2 公務参加の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 選手(補欠を含む。)
 - (2) 隊員が選手として参加する場合の監督及びコーチ
 - (3) (財)日本オリンピック委員会及び(財)日本体育協会加盟の中央競技団体の依頼によりオリンピック競技大会等の国際大会及びこれらの海外強化合宿に参加する、日本選手団の監督及びコーチ
- 3 次の場合は、公務参加の範囲対象外とする。
- (1) 隊員が選手として参加しない場合の監督及びコーチ(前項第3号による場合を除く。)
 - (2) 競技主催者側の役員

陸上幕僚長があらかじめ承認した競技会

- 1 陸上幕僚長があらかじめ承認した競技会とは、本大会のみであり、これに係る予選会、地区大会及び強化合宿は除く。
- 2 対象となる競技会
 - (1) 国民体育大会
以下の種目に限る。
陸上、ラグビー、サッカー、ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、軟式野球、ソフトボール、テニス（硬式・軟式）、卓球、バドミントン、剣道、柔道、相撲、銃剣道、空手、レスリング、水泳、スキー、スケート、弓道、ヨット、カヌー、ライフル射撃、馬術、フェンシング、バイアスロン、ウエイトリフティング、ボクシング、アーチェリー
 - (2) 全自衛隊大会
以下の種目に限る。
ラグビー、サッカー、ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、テニス、卓球、バドミントン、剣道、柔道、空手、拳法（少林寺拳法及び徒手格闘を含む。）、合気道、レスリング、スキー、弓道、アーチェリー
 - (3) 日本スポーツマスターズ
以下の種目に限る。
サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、テニス、バドミントン、空手、水泳
 - (4) 陸上
日本陸上競技選手権大会
全日本実業団対抗陸上競技選手権大会
都道府県対抗全日本マスターズ駅伝大会
全国都道府県対抗男子（女子）駅伝競争大会
全日本実業団男子（女子）駅伝競争大会
東京マラソン
福岡国際マラソン選手権大会
びわ湖毎日マラソン
名古屋ウィメンズマラソン大会
全日本実業団ハーフマラソン大会
 - (5) 球技
 - ア ラグビー
日本ラグビーフットボール選手権大会
全国クラブラグビーフットボール大会
 - イ サッカー
全日本サッカー選手権大会

- 全国社会人サッカー選手権大会
- サッカー全国地域リーグ決勝大会
- ウ ハンドボール
 - 全日本総合ハンドボール選手権大会
 - 全日本実業団ハンドボール選手権大会
- エ バスケットボール
 - 全日本総合バスケットボール選手権大会
- オ バレーボール
 - 全日本バレーボール選手権大会
 - スーパー9・オールスターズ・フェスティバル
 - 全日本9人制バレーボール実業団男子（女子）選手権大会
 - 全日本9人制バレーボール総合男子（女子）選手権大会
 - 全国社会人9人制バレーボール男子（女子）優勝大会
- カ 野球（ソフトボールを含む。）
 - 全日本実業団男子（女子）ソフトボール選手権大会
 - 全日本実年ソフトボール大会
 - 全日本一般男子ソフトボール大会
 - 全日本壮年ソフトボール大会
 - 全日本都市対抗野球大会
- キ テニス（硬式・軟式）
 - 全日本テニス選手権大会
 - 全日本都市対抗テニス大会
- ク 卓 球
 - 全日本卓球選手権大会
 - 全日本社会人卓球選手権大会
 - 全日本実業団卓球選手権大会
- ケ バドミントン
 - 全日本総合バドミントン選手権大会
 - 全日本社会人バドミントン選手権大会
 - 全日本実業団バドミントン選手権大会

(6) 格 技

- ア 剣 道
 - 全日本剣道選手権大会
 - 全日本都道府県対抗剣道優勝大会
 - 全日本東西対抗剣道大会
 - 全日本官公庁剣道大会
- イ 柔 道
 - 全日本柔道体重別選手権大会
 - 全日本実業柔道団体対抗大会
 - 全日本実業柔道個人選手権大会
- ウ 相 撲
 - 全日本相撲選手権大会
 - 全国実業団相撲選手権大会

エ 銃剣道

全日本銃剣道選手権大会
全日本銃剣道優勝大会
全日本青年銃剣道大会
全日本短剣道大会

オ 空 手

全日本空手道選手権大会
全日本実業団空手道選手権大会

カ 拳 法

全日本拳法選手権大会
全・日本拳法総合選手権大会
少林寺拳法全国大会
日本拳法都道府県対抗大会
日本拳法全国選抜社会人選手権大会
全日本拳法体重別選手権大会
全国社会人日本拳法選手権大会
全日本拳法社会人個人選手権大会

キ 合気道

全日本合気道演武大会

ク レスリング

全日本選抜レスリング選手権大会
全日本レスリング選手権大会
全日本ジュニアレスリング選手権大会
全日本女子レスリング選手権大会
全日本社会人レスリング選手権大会
全国社会人オープンレスリング選手権大会
全日本女子オープンレスリング大会

(7) 水 泳

日本選手権水泳競技大会
日本短水路選手権水泳競技大会
日本実業団水泳競技大会

(8) スキー

宮様スキー大会国際競技会
全日本スキー選手権大会
全日本スキー技術選手権大会
テクニカルスキーコンテスト

(9) スケート

全日本スピードスケート選手権大会

(10) 弓 道

全日本弓道選手権大会
明治神宮奉納全国弓道大会
全日本勤労者弓道選手権大会

- (11) 漕 艇
 - 全日本選抜カヌースラローム競技大会
 - スラロームジャパンカップ
 - 日本カヌーフラットウォーターレーシング選手権大会
 - 全日本実業団ヨット選手権大会
- (12) 射 撃
 - 全日本ライフル射撃競技選手権大会
 - 全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会
 - 全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会
 - 全国春季（夏季・秋季・冬季）ピストル射撃競技大会
- (13) 近代五種
 - 近代五種全日本選手権大会
 - 全日本フェンシング選手権大会
- (14) 冬季近代二種
 - 宮様スキー大会国際競技会
 - バイアスロン競技日本選手権大会
- (15) ウエイトリフティング
 - 全日本ウエイトリフティング選手権大会
 - 全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会
- (16) ボクシング
 - 全日本アマチュアボクシング選手権大会
 - 全日本社会人アマチュアボクシング選手権大会
 - 全日本実業団ボクシング選手権大会
- (17) アーチェリー
 - 全日本ターゲットアーチェリー選手権大会
 - 全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会
 - 全日本実業団アーチェリー競技大会

承認申請手続等

1 承認申請手続

方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、別紙第1第1項の競技会については参加期日の3週間前までに、別紙第1第2項から第8項までの競技会等(別紙第2に掲げる競技会は除く。)については参加期日の2週間前までに、付紙第1の様式により陸上幕僚長に申請するものとする。

2 参加経費

主催者の負担を原則とするが、主催者からの参加経費の支給を受けられない場合は、既示達予算の範囲内で参加させることができる。ただし、海外に派遣される場合の経費については、その都度示すところによる。

3 参加結果の報告

方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、隊員を別紙第1第1項の競技会に参加させたときは、終了後速やかに、競技成績を付紙第2の様式により陸上幕僚長に報告するものとする。

4 全国規模の部外競技団体との連絡

全国規模の部外競技団体との連絡は、陸上幕僚監部において実施する。

部外運動競技会参加承認申請の様式

競技会名		
主催者名		
期 間		
場 所		
参 加 者	所 属	
	階 級	
	氏 名	
	年 齢	
	※認 番	
	参加区分	
備 考		

規格：日本産業規格 A 4

- 記載要領
- 1 認番欄は、国外の競技会等に参加する場合のみ記入する。
 - 2 参加区分欄は、選手、監督及びコーチの別を記入する。
 - 3 備考欄は、参加経費及びその他参考事項（参加者の構成、参加者の行動予定等）を記入する。
 - 4 この様式により難しい場合は、適宜の様式により申請するものとする。

部外運動競技会参加結果報告
(人教定第212号)

競技会名		
主催者名		
期 間		
場 所		
参 加 者	所 属	
	階 級	
	氏 名	
	年 齢	
	参加区分	
競技成績		
備 考		

規格：日本産業規格A4

- 記載要領 1 備考欄は、成果分析の骨子等を簡潔に記述する。
2 この様式により難しい場合は、適宜の様式により報告するものとする。

